茨城県ひたちなか市堀口751番地**ルネサスセミコンダクタマニュファクチュアリング株式会社**の工場財団に滋賀県大津市晴嵐二丁目９番１号ルネサスセミコンダクタマニュファクチュアリング株式会社滋賀工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年３月21日　　大津地方法務局

東京都千代田区永田町二丁目10番３号**多可町安田郷メガソーラー発電合同会社**の兵庫県多可郡多可町中区西安田字銭亀459番地34多可町安田郷メガソーラー発電所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年３月21日　神戸地方法務局社支局

群馬県高崎市西横手町111番地**ルネサスセミコンダクタパッケージ＆テストソリューションズ株式会社**の工場財団に熊本市南区八幡一丁目１番１号ルネサスセミコンダクタマニュファクチュアリング株式会社川尻工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年３月21日　　熊本地方法務局

有権者申出方

元当局所属公証人橋本和夫の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成29年３月21日　　さいたま地方法務局

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成29年３月21日　　福岡地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　福岡地方検察庁　平成29年第１号

2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成29年３月21日

3　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間

平成23年２月頃から平成25年１月頃までの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

関岡将士、藤本将勝、小山一也、中田那美、牟田誠一朗ほか４名が共謀の上、複数の貸金業者名（後記４⑴参照）を使用して、業として金銭を貸し付け、１日当たり0.3％を超える割合による利息を受領した行為（主な犯行態様につき後記４⑵参照）。

4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

⑴　検察官が把握している貸金業者名等

ア　貸金業者名

マツモト、オシオ、アライクミ、アベ、マスダ、ヤスダ、キノシタ、スズキヒロミ、マツダ、ゴトウ

イ　犯行に使用した電話番号

090－4581－0599、090－7390－1950、090－4342－2019、090－4993－4868、090－4994－7053、090－3194－2271、090－3070－8512、090－2515－3677、090－8669－8835、090－7985－3811

ウ　元本、利息を受領した金融機関の口座名義人

西日本シティ銀行自由ヶ丘支店　髙橋　栄次名義　口座番号0565895
ゆうちょ銀行　小林　誠治名義　記号番号17460－92233911
福岡銀行井尻支店　小林　誠治名義　口座番号1586151
福岡銀行大牟田支店　飛田　一男名義　口座番号2657271
ゆうちょ銀行　花咲　祐子名義　記号番号17420－52332921
ゆうちょ銀行　花咲　伸治名義　記号番号12180－11674561
福岡銀行苅田支店　金山　恭平名義　口座番号1332049
福岡銀行八幡支店　杉田絵理菜名義　口座番号2029781
福岡銀行飯塚支店　松本　和久名義　口座番号2961674
西日本シティ銀行福岡流通センター支店　森　　昌人名義　口座番号0906549
西日本シティ銀行黒崎支店　中島　重利名義　口座番号2290747
福岡銀行黒崎支店　中島　重利名義　口座番号2860826
西日本シティ銀行小倉支店　河野喜与志名義　口座番号2077899
三井住友銀行福岡支店　白井　昭仁名義　口座番号7547174
西日本シティ銀行三萩野支店　金山　恭平名義　口座番号2251670
西日本シティ銀行東田川支店　白坂　裕樹名義　口座番号1220083
ゆうちょ銀行　白坂　裕樹名義　記号番号17450－85916121

⑵　主な犯行態様

ア　入手した顧客名簿に基づき、携帯電話で融資を勧誘し、融資に応じた者については、インターネットバンキング機能を利用し、あるいは現金を借受人が指定した口座へ振込入金する。

イ　元本・利息の返済は、天引き、あるいは被告人が指定した預（貯）金口座へ振込入金させて、回収する。

5　開始決定の時における給付資金の額　金262万3,300円

6　支給申請期間　平成29年３月21日から同年５月22日までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　被告人の氏名　①関岡　将士、②藤本　将勝、③中田　那美、④小山　一也

⑵　裁判所名　福岡地方裁判所

⑶　裁判年月日　④平成25年７月19日、①②③平成25年９月19日

⑷　確定年月日　②③平成25年10月４日、④平成25年12月６日、①平成26年７月24日

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人らは共謀の上、無登録で貸金業を営んだ貸金業法違反の犯罪行為及び前記３⑵の犯罪行為により得た現金の帰属を仮装しようと考え、平成24年５月21日ころから平成25年１月22日ころまでの間、前後106回にわたり、貸し付けた金銭の元本及び利息の支払として各借受人をして、被告人らが管理する他人名義の銀行の口座17口座に現金合計576万3,000円を振込入金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。

（罪　　名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反

8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）

〒810－8651　福岡県福岡市中央区舞鶴二丁目５番30号
福岡地方検察庁　犯罪被害者総合対策室　電話番号　092－734－9092（直通）

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（福岡地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（福岡地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。